第100回
定時株主総会招集ご通知

日 時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

場 所　神戸市長田区苅藻通５丁目１番35号
当社 神戸本社総合管理センター　１階ホール
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

議 案

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

招集ご通知…… 1
事業報告…… 2
連結計算書類…… 18
計算書類…… 27
監査報告書…… 33
株主総会参考書類…… 37

三ツ星ベルト株式会社

証券コード 5192

株主各位

（証券コード 5192）
平成27年６月８日

神戸市長田区浜添通４丁目１番21号
三ツ星ベルト株式会社
代表取締役社長　垣　内　　一

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申しあげます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　神戸市長田区苅藻通５丁目１番35号
当社　神戸本社総合管理センター　１階ホール
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第100期（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
２．会計監査人及び監査役会の第100期（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.mitsuboshi.co.jp/ ）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減が尾を引きながらも、個人消費は底堅く推移し、設備投資は企業の業績改善を背景とした増加基調にあったこと、さらには為替の円安と原油安が進行したことなどから、全体としては緩やかな景気回復基調にあったと見られています。海外経済は、米国経済が堅調な景気回復過程にある一方、欧州はデフレ懸念とユーロ圏の政治不安に揺れ、資源国・新興国の景気は弱含みで推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループはアジア圏を中心とした成長市場における販売活動を強化するとともに生産体制の再構築を推進し、経営の効率化と一層のコスト削減に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高662億51百万円（前連結会計年度比4.0％増）、営業利益71億33百万円（前連結会計年度比16.5％増）、経常利益82億17百万円（前連結会計年度比12.5％増）、当期純利益は61億46百万円（前連結会計年度比30.2％増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【国内ベルト事業】

自動車用ベルトは、新車組み込みライン用の売上高は前連結会計年度並みに推移しましたが、補修用ベルトは車検交換需要の減少やベルト非装着車種の影響もあり、売上高は減少しました。

一般産業用ベルトや合成樹脂素材は、企業の設備投資の回復に伴い増加しました。また、ＯＡ機器用ベルトは、為替の円安進行により一部ユーザに国内生産回帰の動きがあったことから増加しました。

一方、運搬ベルトは前連結会計年度に比べ大型案件が少なかったことから、売上高は減少しました。

その結果、当事業の売上高は272億68百万円（前連結会計年度比2.6％増）、営業利益は68億86百万円（前連結会計年度比4.0％増）となりました。

【海外ベルト事業】

アジアでは、自動車用ベルトは新興国における補修市場の獲得に注力した結果、売上高が増加し、一般産業用ベルトも中国を中心に売上高が堅調に推移しました。また、ＯＡ機器用ベルトは日系ユーザの新機種への組み込み活動が奏功し、売上高が増加しました。

米国では、自動車用ベルトは補修用の落ち込みにより売上高が減少しましたが、為替の円安影響により邦貨では増加しました。また、一般産業用ベルトは積極的な拡販活動により、農業用を中心に新規需要を獲得したことから売上高が増加し、全体では増加しました。

一方、欧州では、ユーロ圏の政治不安やロシア国通貨の下落の影響により、自動車用・一般産業用の売上高はいずれも減少しました。

その結果、当事業の売上高は293億55百万円（前連結会計年度比7.2％増）、営業利益は22億28百万円（前連結会計年度比49.4％増）となりました。

【建設資材事業】

土木部門は廃棄物処分場関連の工事物件や、遮水シートの材料販売が好調に推移しましたが、建築部門では、前連結会計年度の消費税増税前の需要増加が大きかったことや、夏場の天候不順による改修工事物件の減少などから売上高が減少しました。

その結果、当事業の売上高は54億17百万円（前連結会計年度比5.4％減）、営業利益は２億60百万円（前連結会計年度比1.3％増）となりました。

【その他】

その他には、エンジニアリング ストラクチュラル フォーム、ナノ粒子を応用した新製品、仕入商品等が含まれております。

その他の売上高は42億10百万円（前連結会計年度比5.2％増）、営業利益は61百万円（前連結会計年度比50.3％減）となりました。

（事業別売上高・営業利益）

	国内ベルト事業	海外ベルト事業	建設資材事業	その他	計	調整額	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	27,268	29,355	5,417	4,210	66,251	－	66,251
営業利益	6,886	2,228	260	61	9,437	△2,303	7,133

（注）１．売上高は外部顧客に対する売上高を記載しております。
２．営業利益の調整額には、各事業に配分していない全社費用等が含まれております。

2．設備投資及び資金調達の状況

設備投資につきましては、アジア圏諸国の需要拡大に対応し、タイムリーな生産供給体制を構築することを目的として、主として老朽化した生産設備の更新を海外工場で積極的に進めるとともに、国内では神戸事業所における金属加工設備、四国工場におけるベルト製造設備、綾部事業所における試験研究設備など、総額20億76百万円の設備投資を自己資金で実施いたしました。

3．対処すべき課題

当社グループでは、アジア諸国での人件費高騰やユーザの生産拠点の海外移管に伴う国内需要の減少による収益の圧迫が懸念されますが、このような状況に対応するため、当社グループ全体で一段と経営の効率化とコスト削減に取り組むとともに、柔軟な生産体制の確立と販売体制の強化並びに強固な財務体質づくりを推進いたします。また、次世代の産業分野のニーズに対応できる「高機能、高精密、高品質な製品づくり」を目指すため、引き続き研究開発体制の強化・充実を図り、業績の確保に努めてまいる所存であります。

4．財産及び損益の状況の推移

区　　分	第97期 （平成24年３月期）	第98期 （平成25年３月期）	第99期 （平成26年３月期）	第100期 （当連結会計年度） （平成27年３月期）
売上高（百万円）	55,339	55,581	63,685	66,251
経常利益（百万円）	5,648	5,992	7,302	8,217
当期純利益（百万円）	3,294	3,735	4,721	6,146
１株当たり当期純利益	49円26銭	57円06銭	73円07銭	95円14銭
総資産（百万円）	69,075	72,790	78,576	86,073
純資産（百万円）	40,029	44,146	50,721	60,414
１株当たり純資産額	598円63銭	683円18銭	785円02銭	935円17銭

（注）1. 「１株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 「１株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
3. 在外子会社の収益及び費用については、従来、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、第98期より期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しております。この変更に伴い、第97期については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

■ 売上高

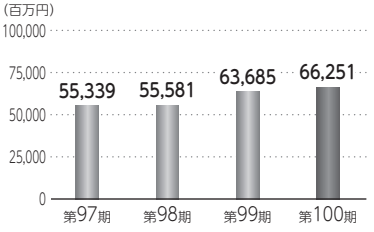

■ 経常利益

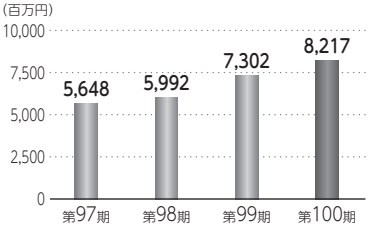

■ 当期純利益

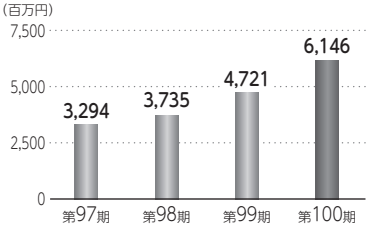

■ １株当たり当期純利益

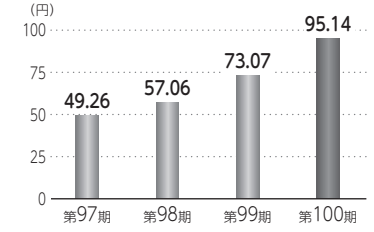

■ 総資産 / 純資産

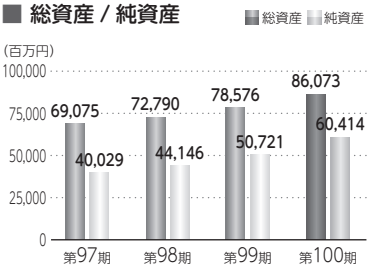

■ １株当たり純資産額

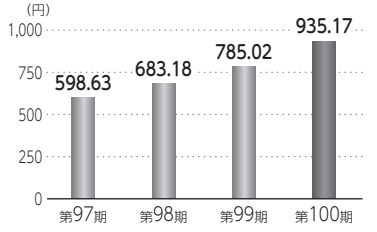

5．重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション	30,000千 米ドル	% 100.0	ベルトの製造、販売
スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド	1,200,000千 タイバーツ	直接所有 95.0 間接所有 5.0	ベルトの製造、販売
ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド	30,644千 シンガポールドル	100.0	ベルトの製造、販売並びに海外への販売等の統括業務
蘇州三之星機帯科技有限公司	163,710千 中国元	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド	900,000千 インドルピー	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ピー・ティ セイワ インドネシア	6,000千 米ドル	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー	17,191千 ポーランドズロチ	100.0	ベルトの製造、販売
三ツ星ベルト技研㈱	百万円 400	100.0	生産システムの開発、試作
ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア	3,000千 米ドル	100.0	ベルトの製造、販売
三ツ星ベルト販賣㈱	百万円 98	100.0	ベルト、その他ゴム製品及び合成樹脂製品の販売
上海共星機帯国際貿易有限公司	2,483千 中国元	間接所有 100.0	ベルトの販売

（注）1．スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッドについては、同社株式の保有会社であるミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッドから株式の一部を譲り受け、当社の直接所有比率が95.0%になりました。
2．上海共星機帯国際貿易有限公司は、事業規模の拡大に伴い、当連結会計年度より重要な子会社に含めました。

6．主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、ベルト、建設資材等の製造及び販売等の事業活動を行っております。

各事業の主な製品は次のとおりであります。

事業区分	主な製品
国内ベルト事業	自動車用ベルト、一般産業用ベルト、ＯＡ機器用ベルト、運搬ベルト、その他ベルト
海外ベルト事業	
建設資材事業	建築・土木用防水シート及び関連製品
その他	設備機械、他社仕入商品、エンジニアリング ストラクチュラル フォーム、その他

7．主要拠点等（平成27年３月31日現在）

当社	本社	神戸（兵庫県神戸市）、東京（東京都中央区）
	営業所	札幌（北海道札幌市）、福岡（福岡県福岡市）
	工場	名古屋（愛知県小牧市）、四国（香川県さぬき市）、滋賀（滋賀県高島市）
	事業所	神戸（兵庫県神戸市）、綾部（京都府綾部市）
子会社	国内	・三ツ星ベルト技研㈱（京都府綾部市） ・三ツ星ベルト販賣㈱（東京都中央区）
	海外	・エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション（米国） ・スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド（タイ） ・ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド（シンガポール） ・蘇州三之星機帯科技有限公司（中国） ・ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド（インド） ・ピー・ティ セイワ インドネシア（インドネシア） ・ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー（ポーランド） ・ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア（インドネシア） ・上海共星機帯国際貿易有限公司（中国）

8．従業員の状況（平成27年３月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減（△）数
国内ベルト事業	1,122 人	△61 人
海外ベルト事業	2,608	△57
建設資材事業	51	1
その他	337	72
全社（共通）	199	6
合計	4,317	△39

（注）従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

9．主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入金残高
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	2,650 百万円
㈱三井住友銀行	780

Ⅱ　会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　　325,213,000株

２．発行済株式の総数　　68,208,397株（自己株式 3,605,998株を含む。）

（注）発行済株式の総数は、当期中、自己株式の消却により、前期末比3,000,000株減少しました。

３．株　　主　　数（前期末比1,206名減）　　5,937名

４．大　　株　　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	5,581 千株	8.64 %
トヨタ自動車㈱	2,355	3.65
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	2,340	3.62
星友持株会	2,121	3.28
小田欽造	2,070	3.20
西松建設㈱	2,000	3.10
三ツ星ベルト社員持株会	1,652	2.56
三井物産㈱	1,500	2.32
東京海上日動火災保険㈱	1,376	2.13
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	1,372	2.12

（注）１．当社は自己株式3,605,998株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
３．上記の持株数には信託業務に係わる株式が次のとおり含まれております。
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱　　5,581千株

Ⅲ　会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
代表取締役会長	神戸空港ターミナル㈱取締役会長	西河紀男
取締役副会長	産業資材事業部門営業担当	喜田宏
代表取締役社長（社長執行役員）		垣内一
取締役（常務執行役員）	研究開発本部長、安全環境管理部担当	山口良雄
取締役（常務執行役員）	産業資材事業部門技術統括担当	中嶋正仁
取締役（常務執行役員）	監査部長	小田芳裕
取締役（常務執行役員）	産業資材営業第１事業部長兼三ツ星ベルト販賣㈱取締役社長	片山孝
監査役（常勤）		井ノ口正弘
監査役		奥島吉雄
監査役	宇佐美貴史法律事務所所長	宇佐美貴史
監査役	学校法人 松泉館理事長	若林邦昌

（注）監査役宇佐美貴史及び監査役若林邦昌の両氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
常務執行役員	購買部長、四国地区担当	黒野正治
常務執行役員	エム・ビー・エル アントリーベテクニック ドイッチェランド ゲーエムベーハー取締役社長	對川芳憲
常務執行役員	スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド取締役社長	熊野格夫
執行役員	三ツ星ベルト工機㈱取締役社長、エンジニアリング事業部担当	竹中昌弘
執行役員	三ツ星ベルト技研㈱取締役社長	羽村健
執行役員	産業資材営業第３事業部長、名古屋地区担当	佐々木孝
執行役員	財務部長兼経営サポート推進本部長	増田健吉
執行役員	産業資材管理統括部長	西河俊伸
執行役員	社長室長	池田浩
執行役員	ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド取締役	陳振耀
執行役員	ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド取締役	伊藤辰雄
執行役員	産業資材営業第２事業部長、東京地区担当	森野峰雄
執行役員	上海共星機帯国際貿易有限公司董事総経理	又場敬司

2．取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	対 象 人 員	報 酬 等 の 総 額
取　締　役	7 名	254 百万円
監　査　役	4 名	28 百万円
合　　計	11 名	283 百万円

（注）上記のうち、社外監査役（２名）に対する報酬等の総額は12百万円であります。

3．社外監査役に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

・宇佐美貴史氏の兼職先である宇佐美貴史法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

・若林邦昌氏の兼職先である学校法人松泉館と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 社外監査役の主な活動状況

氏　　名	主 な 活 動 状 況
宇佐美　貴　史	(1) 取締役会への出席状況 出席率は100%であります。 (2) 監査役会への出席状況 出席率は100%であります。 主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ発言を行っております。
若　林　邦　昌	(1) 取締役会への出席状況 出席率は91.7%であります。 (2) 監査役会への出席状況 出席率は100%であります。 主に企業経営における豊富な経験・見地から必要に応じ発言を行っております。

4．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めたところ適任者を得ることができましたので、平成27年６月26日開催予定の第100回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

Ⅳ　会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2．会計監査人の報酬等の額

区　　分	報 酬 等 の 額
(1)　当社が支払うべき報酬等の額	34　百万円
(2)　当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34　百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2．海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

Ⅴ　会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」（内部統制システムの整備に関する基本方針）についての決定内容は以下のとおりであります。（最終改定　平成27年４月28日）

１．当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、“三ツ星ベルトグループ行動基準”を制定し、当社及び当社の子会社の役員及び従業員は、法令・定款及び当社の基本理念を遵守した行動をとるべき旨定める。また、当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社の役員及び従業員への研修等のコンプライアンス活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。また、当社の子会社については、その独立性を尊重し、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その事業に適用のある法令及びその定款を遵守すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、法令又はその定款に違反し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。さらに、当社は、当社及び当社の子会社の法令・定款違反若しくはそのおそれ等に関する当社及び当社の子会社の役員又は従業員からの通報窓口として「三ツ星ヘルプライン」を社外弁護士事務所に設置し、運用する。

これらの体制により、当社及び当社の子会社の法令又は定款違反の発生防止並びに早期発見・自浄解決を図る。

同時に反社会的勢力との関係が生じないように関係機関の協力を得ながら対処する。

２．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の意思決定及び職務執行に関する情報の管理体制については、取締役会議事録、並びに各決裁願書等の作成、保管等を会社法及び当社「文書管理規程」等に基づき行うことにより構築する。

３．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、事業活動に重大な影響のある重大リスクとその対応責任部署を明確にし、リスクへの対応活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制の導入により、経営の意思決定と執行の役割を明確にするとともに、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年一度見直し、決定することにより効率的執行を図り、また、「責任権限規程」その他の社内規程に基づく権限委譲により、各担当役員が、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制をとる。

5．当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の監査部が当社の子会社の監査を定期的に実施し、牽制する体制を維持する。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」を、経営の重要課題に掲げ、当社グループを挙げてこれに取り組む。

(1) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社に対し、その業績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。また、当社は、同規程において、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。

(3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の経営方針及び指示事項を定め、当社の子会社は、それらを踏まえて経営計画を策定し、当社の承認を得る。当社は、当社の子会社の業績の推移状況を確認・評価するとともに、必要に応じて当社の子会社を指導する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を制定し、監査役は、会社に対して監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを要請することができる旨及び監査役がかかる要請をした場合の補助使用人に関する事項を定める。

7．前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」において、補助使用人の任命及び異動については、事前に監査役と協議の上決定すべきこと、また、補助使用人の人事評価又は懲戒については、監査役の意見を聴取の上決定すべきことを規定するとともに、同規程において、補助使用人は、監査役の指示する業務を行うに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従うべき旨を定める。

8．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制等並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役の取締役会への出席及び当社監査役の管理部門との定期的な意見交換会の実施、並びに、重要案件に関する決裁書類及び当社の子会社の経営成績の状況に関する定期報告書等を当社監査役の閲覧に供することにより、当社の監査役に対して報告を行うものとする。また、当社の子会社から当社の監査役への報告に関しては、当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、その業績その他の重要な情報を当社の監査役にも併せて報告すべき旨規定する。また、当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について個別に報告を求められたときは、当社監査役に報告するものとする。当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利な扱いをしてはならない。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」に関して、「三ツ星ヘルプライン利用規程」において、ヘルプライン対応責任者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人から内部通報があった旨受付窓口より連絡を受けたときは、その内容（軽微なものを除く）について、当社の監査役に対して報告すべき旨規定する。

9．当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、「監査役監査規程」において、各監査役は、その職務執行上必要と認める費用を事前又は事後に当社に対して請求することができること及び当社はその円滑な事務処理のため予算を措置する旨の方針を定めるとともに、かかる費用処理の手続を規定する。

10．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査規程」において、監査役は、同規程に基づき監査を実施すべき旨定めるとともに、監査役は、当社監査部及び会計監査人との連携を強化することによって、その監査の実効性を確保すべき旨規定する。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されることを踏まえ、平成27年４月28日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

（注）本事業報告中、金額単位を百万円と表示しているものについては、その百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 （平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**50,302**	**流動負債**	**17,857**
現金及び預金	18,956	支払手形及び買掛金	7,808
受取手形及び売掛金	14,802	短期借入金	3,343
商品及び製品	11,369	長期借入金	1,003
仕掛品	1,546	（１年内返済予定額）	
原材料及び貯蔵品	2,299	未払金	1,775
繰延税金資産	850	未払法人税等	1,025
その他	589	賞与引当金	708
貸倒引当金	△111	その他	2,193
固定資産	**35,771**	**固定負債**	**7,802**
有形固定資産	**21,533**	長期借入金	1,571
建物及び構築物	6,752	繰延税金負債	3,665
機械装置及び運搬具	8,395	退職給付に係る負債	1,213
工具器具及び備品	1,673	役員退職慰労引当金	24
土地	4,349	その他	1,326
建設仮勘定	360	**負債合計**	**25,659**
無形固定資産	**77**	**純資産の部**	
電話加入権等	77	**株主資本**	**50,966**
投資その他の資産	**14,160**	資本金	8,150
投資有価証券	13,836	資本剰余金	3,927
その他	341	利益剰余金	40,756
貸倒引当金	△17	自己株式	△1,867
		その他の包括利益累計額	**9,447**
		その他有価証券評価差額金	7,934
		為替換算調整勘定	1,943
		退職給付に係る調整累計額	△430
		純資産合計	**60,414**
資産合計	**86,073**	**負債純資産合計**	**86,073**

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

連結損益計算書 （自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**66,251**
売上原価		**45,828**
売上総利益		**20,423**
販売費及び一般管理費		**13,289**
営業利益		**7,133**
営業外収益		
受取利息及び配当金	378	
雑収益	1,010	**1,389**
営業外費用		
支払利息	72	
雑損失	233	**305**
経常利益		**8,217**
特別利益		
投資有価証券売却益	126	**126**
税金等調整前当期純利益		**8,344**
法人税、住民税及び事業税	2,428	
法人税等調整額	△230	**2,197**
少数株主損益調整前当期純利益		**6,146**
当期純利益		**6,146**

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

連結株主資本等変動計算書（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）　（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日期首残高	8,150	5,480	35,708	△3,414	45,925
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,098		△1,098
当期純利益			6,146		6,146
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の消却		△1,553		1,553	－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△1,553	5,048	1,546	5,041
平成27年３月31日期末残高	8,150	3,927	40,756	△1,867	50,966

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年４月１日期首残高	5,708	△612	△300	4,796	50,721
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,098
当期純利益					6,146
自己株式の取得					△7
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	2,225	2,555	△129	4,651	4,651
連結会計年度中の変動額合計	2,225	2,555	△129	4,651	9,692
平成27年３月31日期末残高	7,934	1,943	△430	9,447	60,414

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数22社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社は、エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション、スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド、ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド、蘇州三之星機帯科技有限公司、ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド、ピー・ティ セイワ インドネシア、ミツボシ ポーランド スプーカ ズー オー、三ツ星ベルト技研㈱、ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア、三ツ星ベルト販賣㈱、上海共星機帯国際貿易有限公司であります。

なお、ミベック㈱は、三ツ星ベルト樹脂㈱と合併したため、連結の範囲から除外しております。

（2）非連結子会社の名称等

非連結子会社は、ミツボシ ベルティング ベトナム カンパニー リミテッドであります。

（3）非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみてそれぞれが小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

非連結子会社（ミツボシ ベルティング ベトナム カンパニー リミテッド）については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、蘇州三之星機帯科技有限公司及び上海共星機帯国際貿易有限公司の決算日は12月31日であるため、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計処理基準に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ……時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産……総平均法による原価法

（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以後の新規取得建物（附属設備を除く）及び当社及び子会社の特定資産（生産システムの開発・試作事業所用資産）については、定額法によっております。

また、在外連結子会社については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　10～50年

機械装置及び運搬具　　３～10年

② 無形固定資産

定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金……連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建債権、借入金利息

③ ヘッジ方針

リスク管理方針について定めた内規に基づいて、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしており、投機的取引は一切行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、予測単位積増方式によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理の方法は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

（連結貸借対照表関係）

有形固定資産の減価償却累計額　　63,193百万円

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	71,208,397株	－	3,000,000株	68,208,397株

（注）普通株式の発行済株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少であります。

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	581百万円	9円	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年11月10日取締役会	普通株式	516	8	平成26年９月30日	平成26年12月３日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	775百万円	12円	平成27年３月31日	平成27年６月29日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の債権は、為替リスクに晒されていますが、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが１年以内の支払期日であります。また、外貨建の債務の一部は、為替リスクに晒されていますが、通貨スワップを利用してヘッジしております。借入金の使途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、金利スワップを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
	百万円	百万円	百万円
（1）現金及び預金	18,956	18,956	－
（2）受取手形及び売掛金	14,802	14,802	－
（3）投資有価証券	13,685	13,685	－
資　産　計	47,444	47,444	－
（1）支払手形及び買掛金	7,808	7,808	－
（2）短期借入金	3,343	3,343	－
（3）長期借入金	2,574	2,590	15
負　債　計	13,726	13,742	15
デリバティブ取引（※）	(7)	(7)	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（1）現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

（1）支払手形及び買掛金、並びに（2）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）長期借入金（１年内返済予定額を含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

通貨スワップの時価は、デリバティブ契約を締結している金融機関から提示された価格を記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債（3）参照）。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額97百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）投資有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額	935円17銭
２．１株当たり当期純利益	95円14銭

計算書類

貸借対照表 （平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**34,549**	**流動負債**	**20,513**
現金及び預金	12,095	支払手形	359
受取手形	2,204	買掛金	9,528
売掛金	14,061	短期借入金	2,303
商品及び製品	2,564	長期借入金	883
仕掛品	524	（１年内返済予定額）	
原材料及び貯蔵品	228	未払金	1,277
繰延税金資産	241	未払費用	500
短期貸付金	1,791	未払法人税等	641
その他	895	預り金	4,147
貸倒引当金	△56	賞与引当金	356
固定資産	**42,565**	設備関係支払手形	20
有形固定資産	**11,011**	その他	494
建物	4,555	**固定負債**	**6,475**
構築物	260	長期借入金	1,571
機械及び装置	1,440	繰延税金負債	3,994
車両、工具器具及び備品	1,085	その他	909
土地	3,370	**負債合計**	**26,989**
建設仮勘定	297	**純資産の部**	
無形固定資産	**41**	**株主資本**	**42,201**
電話加入権等	41	資本金	8,150
投資その他の資産	**31,511**	資本剰余金	3,853
投資有価証券	13,676	資本準備金	2,037
関係会社株式	17,464	その他資本剰余金	1,815
長期貸付金	161	利益剰余金	32,065
その他	219	その他利益剰余金	32,065
貸倒引当金	△9	価格変動準備金	150
		海外投資等損失準備金	258
		固定資産圧縮積立金	833
		特別償却積立金	1
		別途積立金	2,019
		繰越利益剰余金	28,803
		自己株式	△1,867
		評価・換算差額等	**7,923**
		その他有価証券評価差額金	7,923
		純資産合計	**50,125**
資産合計	**77,114**	**負債純資産合計**	**77,114**

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

損益計算書 （自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**39,781**
売上原価		**31,064**
売上総利益		**8,716**
販売費及び一般管理費		**6,374**
営業利益		**2,342**
営業外収益		
受取利息及び配当金	615	
雑収益	2,405	**3,020**
営業外費用		
支払利息	67	
雑損失	297	**364**
経常利益		**4,998**
特別利益		
投資有価証券売却益	126	**126**
税引前当期純利益		**5,125**
法人税、住民税及び事業税	1,416	
法人税等調整額	△152	**1,263**
当期純利益		**3,861**

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

株主資本等変動計算書 （自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
					価格変動準備金	海外投資等損失準備金	固定資産圧縮積立金	特別償却積立金
平成26年４月１日期首残高	8,150	2,037	3,369	5,407	150	258	838	1
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△48	
固定資産圧縮積立金の積立							44	
特別償却積立金の取崩								△0
特別償却積立金の積立								0
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の消却			△1,553	△1,553				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	△1,553	△1,553	－	－	△4	△0
平成27年３月31日期末残高	8,150	2,037	1,815	3,853	150	258	833	1

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
	別途積立金	繰越利益剰余金						
平成26年４月１日期首残高	2,019	26,035	29,302	△3,414	39,445	5,691	5,691	45,136
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩		48	－		－			－
固定資産圧縮積立金の積立		△44	－		－			－
特別償却積立金の取崩		0	－		－			－
特別償却積立金の積立		△0	－		－			－
剰余金の配当		△1,098	△1,098		△1,098			△1,098
当期純利益		3,861	3,861		3,861			3,861
自己株式の取得				△7	△7			△7
自己株式の消却				1,553	－			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						2,232	2,232	2,232
事業年度中の変動額合計	－	2,768	2,763	1,546	2,756	2,232	2,232	4,988
平成27年３月31日期末残高	2,019	28,803	32,065	△1,867	42,201	7,923	7,923	50,125

（表示金額は、百万円未満を切り捨てております。）

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……移動平均法による原価法

（2）デリバティブ……時価法

（3）たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産…総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以後の新規取得建物（附属設備を除く）及び子会社賃貸資産のうち特定の資産については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	３～９年

（2）無形固定資産

定額法

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）投資損失引当金……子会社及びこれに準ずる当社と密接な関係を有する投資先の株式の価値減少による損失に備えるため、その資産内容等を考慮して、帳簿価額と実質価額との差額を計上しております。

（3）賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4．ヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建債権、借入金利息

（3）ヘッジ方針

リスク管理方針について定めた内規に基づいて、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしており、投機的取引は一切行わない方針であります。

（4）ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

5．完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理の方法は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額　32,215百万円

2．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権　13,284百万円　長期金銭債権　161百万円　短期金銭債務　9,418百万円

（損益計算書関係）

関係会社との取引高	売上高	21,026百万円
	仕入高	12,874百万円
	営業取引以外の取引高	47百万円

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	6,596,735株	9,263株	3,000,000株	3,605,998株

（注）1．普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2．普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
長期未払金	188百万円
投資有価証券	152
関係会社株式	136
賞与引当金	117
その他	224
繰延税金資産小計	820
評価性引当額	△463
繰延税金資産合計	356
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,562
固定資産圧縮積立金	△398
退職給付信託設定益	△148
特別償却積立金	△0
繰延税金負債合計	△4,109
繰延税金負債の純額	△3,753

（1株当たり情報）

1．1株当たり純資産額	775円90銭
2．1株当たり当期純利益	59円77銭

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
　取締役会　御中

平成27年５月12日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 岡本髙郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 石田博信 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三ツ星ベルト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
　取締役会　御中

平成27年５月12日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 岡本髙郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 石田博信 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

三ツ星ベルト株式会社　監査役会

常勤監査役　井ノ口　正　弘 ㊞

監　査　役　奥　島　吉　雄 ㊞

社外監査役　宇佐美　貴　史 ㊞

社外監査役　若　林　邦　昌 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、長期・安定的な経営基盤の確立による株主への安定的な配当の継続を基本としております。

当期の期末配当につきましては、当社製品の需要がアジア圏を中心に堅調に推移したことに加え、為替水準が円安基調であったことが寄与し、連結営業利益、連結経常利益及び連結当期純利益のすべてで過去最高益を更新することができたことから、普通配当は１株につき１０円といたします。

また、本年が阪神・淡路大震災から２０年を迎える節目にあたり、これまでの多くのご支援や励ましに心から感謝の意を表し、特別配当として１株につき２円を加え、合計１２円といたしたいと存じます。

これにより、当期の配当はすでに中間配当としてお支払いたしました１株につき８円と合わせ、年間配当は前期に比べ４円増加し、１株につき２０円となります。

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき……金12円

総額……775,228,788円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

非業務執行取締役となる社外取締役及び社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き適切な人材を確保できるようにするため、取締役及び監査役と責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第31条（取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（取締役との責任限定契約） 第31条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
第31条～第37条　（条文省略）	第32条～第38条　（現行どおり）
（新　設）	（監査役との責任限定契約） 第39条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
第38条～第41条　（条文省略）	第40条～第43条　（現行どおり）

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役西河紀男、喜田　宏、垣内　一、山口良雄、中嶋正仁、小田芳裕、片山　孝の７氏は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため２名を増員し、取締役９名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
1	西河 紀男（にしかわ のりお） 昭和11年２月11日生	平成２年10月　当社入社 平成３年６月　当社取締役 平成５年６月　当社常務取締役 平成７年２月　当社専務取締役 平成７年６月　当社代表取締役(現任) 平成７年６月　当社取締役社長 平成15年10月　当社社長執行役員 平成19年６月　当社取締役会長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 神戸空港ターミナル㈱取締役会長	763,000株	なし
2	喜田 宏（きだ ひろし） 昭和21年５月29日生	昭和44年３月　当社入社 平成10年６月　当社取締役 平成12年６月　当社常務取締役 平成14年４月　当社産業資材事業本部副事業本部長 平成15年10月　当社取締役兼専務執行役員 平成19年６月　当社取締役副会長(現任) 平成20年７月　当社産業資材事業本部長 平成25年４月　当社産業資材事業部門営業担当(現任)	79,000株	なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
3	垣内 一（かきうち はじめ） 昭和22年12月18日生	昭和45年４月　当社入社 平成10年６月　当社取締役 平成11年４月　当社管理本部長 平成15年９月　当社産業資材事業本部副事業本部長 平成15年10月　当社常務執行役員 平成19年６月　当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）	162,000株	なし
4	山口 良雄（やまぐち よしお） 昭和25年２月12日生	昭和50年４月　当社入社 平成11年６月　当社取締役（現任） 平成15年10月　当社執行役員 平成19年３月　当社研究開発本部長（現任） 平成19年６月　当社常務執行役員、安全環境管理部担当（現任）	84,000株	なし
5	中嶋 正仁（なかじま まさよし） 昭和25年６月25日生	昭和48年４月　当社入社 平成11年６月　当社取締役（現任） 平成14年４月　当社産業資材事業本部副事業本部長 平成15年10月　当社執行役員 平成19年６月　当社常務執行役員（現任） 平成25年４月　当社産業資材事業部門技術統括担当（現任）	73,000株	なし
6	小田 芳裕（おだ よしひろ） 昭和33年７月２日生	昭和60年４月　当社入社 平成11年２月　当社監査部長（現任） 平成11年６月　当社取締役（現任） 平成15年10月　当社執行役員 平成19年６月　当社常務執行役員（現任）	217,900株	なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
7	片山 孝（かたやま たかし） 昭和27年1月16日生	昭和49年４月　当社入社 平成17年１月　当社産業資材事業本部営業第１統括部長 平成19年４月　当社執行役員 平成20年１月　三ツ星ベルト販賣㈱取締役社長（現任） 平成24年４月　当社常務執行役員（現任） 平成25年４月　当社産業資材営業第１事業部長（現任） 平成25年６月　当社取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 三ツ星ベルト販賣㈱取締役社長	39,000株	なし
8	※ 宇佐美 貴史（うさみ たかし） 昭和25年５月25日生	昭和54年４月　弁護士登録 昭和55年３月　弁理士登録 昭和57年４月　宇佐美貴史法律事務所開設、所長（現任） 平成16年６月　当社監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 宇佐美貴史法律事務所所長	28,000株	なし
9	※ 宮尾 龍蔵（みやお りゅうぞう） 昭和39年７月３日生	平成元年11月　神戸大学経済経営研究所助手 平成15年４月　神戸大学経済経営研究所教授 平成22年３月　日本銀行政策委員会審議委員 平成27年３月　東京大学大学院経済学研究科教授（現任） 〔重要な兼職の状況〕 東京大学大学院経済学研究科教授	0株	なし

（注）１．※印は新任候補者であります。
２．宇佐美貴史及び宮尾龍蔵の両氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
（1） 宇佐美貴史氏につきましては、弁護士として培われた専門知識・経験等を有しており、当社社外監査役在任期間中において独立した立場から活発に意見を述べ、その責務を十分に果たしていただいております。同氏は当社の業務内容に精通しており、今後は同氏の弁護士としての豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
（2） 宮尾龍蔵氏につきましては、経済学者として金融・マクロ経済分析に精通しており、また、日本銀行政策委員会審議委員を５年間務められるなど金融政策に関する見識やグローバルな観点からの経営的見識を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
４．宇佐美貴史氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって11年となります。なお、同氏は本定時株主総会の終結の時をもって当社監査役を辞任いたします。
５．宇佐美貴史氏及び宮尾龍蔵氏が選任された場合は、「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は両氏との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
６．当社は、宇佐美貴史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、宮尾龍蔵氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
７．山口良雄氏は、平成27年６月25日付で、㈱神鋼環境ソリューションの社外取締役に就任される予定であります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役奥島吉雄及び監査役若林邦昌の両氏は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となり、また、監査役宇佐美貴史氏が辞任により退任されます。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者橋本正幸氏は退任監査役宇佐美貴史氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、前任者の任期の満了時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
1	奥島 吉雄（おくしま よしお） 昭和20年１月13日生	昭和51年９月　三ツ星コード㈱入社 昭和55年５月　同社取締役 昭和57年５月　同社代表取締役社長 平成21年２月　同社監査役（現任） 平成21年６月　当社監査役（現任）	25,000株	なし
2	※ 橋本 正幸（はしもと まさゆき） 昭和23年７月22日生	昭和46年７月　東京海上火災保険㈱入社 平成14年６月　同社常務取締役 平成19年６月　日本地震再保険㈱常務取締役 平成25年６月　（一財）簡易保険加入者協会理事（現任） 〔重要な兼職の状況〕 （一財）簡易保険加入者協会理事	0株	なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	当社との特別の利害関係
3	※ 大久保 裕晴（おおくぼ ひろはる） 昭和27年11月３日生	昭和50年４月　日本銀行入行 平成13年４月　同行神戸支店長 平成16年４月　神戸大学大学院経済学研究科教授 平成19年４月　㈱自然総研代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ㈱自然総研代表取締役社長	0株	なし

（注）１．※印は新任候補者であります。
２．橋本正幸及び大久保裕晴の両氏は、社外監査役候補者であります。
３．社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。
（1）橋本正幸氏につきましては、長年にわたる経営者としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、経営陣から独立した立場で当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
（2）大久保裕晴氏につきましては、日本銀行において神戸支店長などの要職を歴任し、同行退職後は神戸大学大学院教授を務めるなど、財政・金融その他経済全般にわたる高い識見を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
４．橋本正幸氏及び大久保裕晴氏が選任された場合は、「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は両氏との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
５．橋本正幸及び大久保裕晴の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
６．大久保裕晴氏は、平成27年６月16日付で、アサヒホールディングス㈱の社外取締役に就任される予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年６月27日開催の第99回定時株主総会において補欠監査役に選任された加藤一郎氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなりますので、監査役の員数が欠けた場合における監査業務の継続性を維持するため、「第４号議案　監査役３名選任の件」が承認可決された場合に就任予定の橋本正幸氏及び大久保裕晴氏の補欠の社外監査役として、１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数	当社との 特別の 利害関係
加藤（かとう） 一郎（いちろう） 昭和30年４月１日生	昭和58年４月　弁護士登録 昭和58年４月　小堀合同法律事務所（現 村田・加藤・小森法律事務所）入所、現在に至る	0株	なし

（注）１．加藤一郎氏は補欠の社外監査役候補者であります。
２．加藤一郎氏につきましては、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として培われた専門的知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
３．加藤一郎氏が監査役に就任した場合には、「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

以　上

第100回
定時株主総会

会場ご案内略図

《 株主総会 会場 》

神戸市長田区苅藻通５丁目１番35号

当社 神戸本社総合管理センター　１階ホール

電話：078-671-5071（代表）

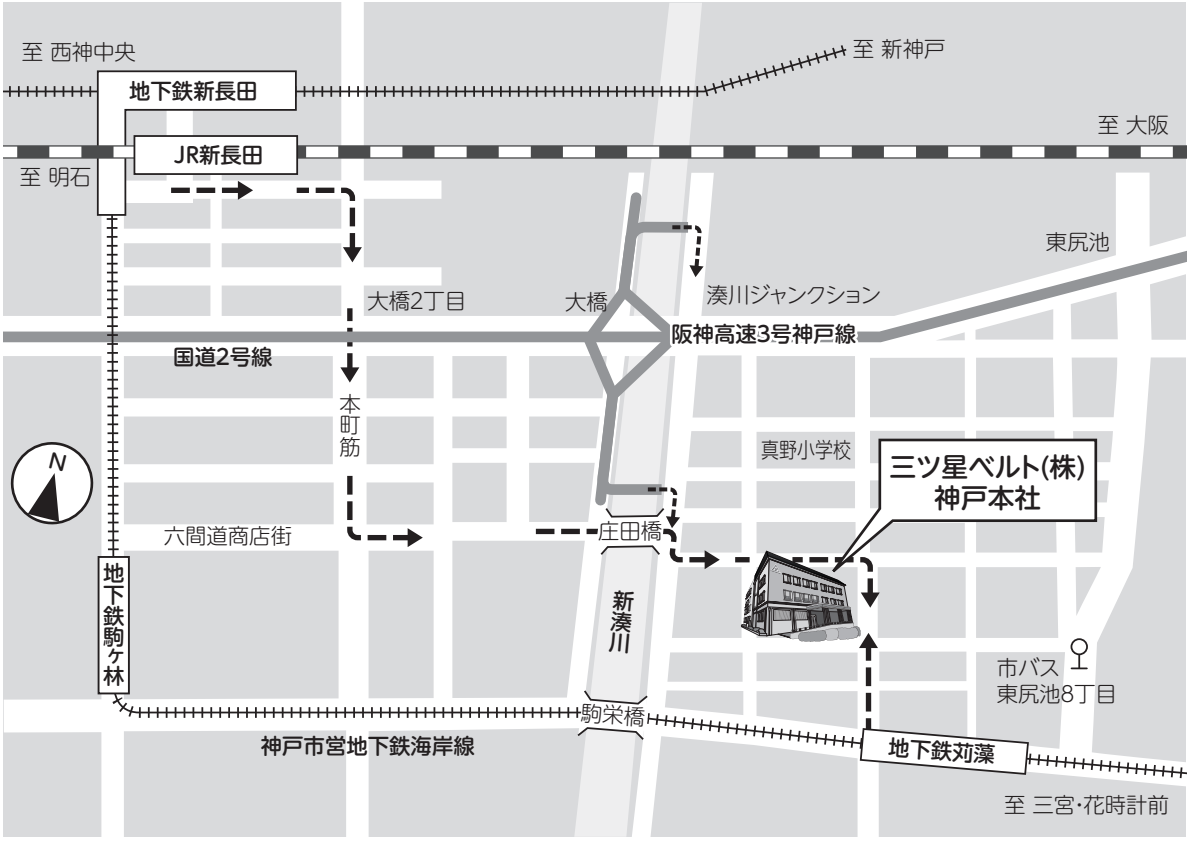

交通のご案内

- 「地下鉄海岸線苅藻」駅から徒歩約３分
- 「JR新長田」・「地下鉄新長田」各駅から徒歩約15分

UD FONT